



平成 22 年 11 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 中央経済社
代表者名 代表取締役社長 山本 憲央
(JASDAQ・コード9476)
問合せ先
役職・氏名 社長室室長 津原 均
電話 03-3293-3371

定款の一部変更および会計監査人選任に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 11 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」および「会計監査人選任の件」を平成 22 年 12 月 15 日開催予定の第 73 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

当社は、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当しておりませんが、株式会社大阪証券取引所の「企業行動規範に関する規則」第 8 条の規定を受け、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るために、「監査役会」及び「会計監査人」を設置し、これに対応する所要の変更を行うものであります。併せて、会計監査人が職務執行にあたり、役割を十分に発揮できるよう、責任免除規定を新設するものであります。

また、経営の効率化のため、公告の方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公告方法を定めるものであります。

(2) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 22 年 12 月 15 日 (水曜日)
定款変更の効力発生日	平成 22 年 12 月 15 日 (水曜日)

(3) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (省略) (公告)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>(機関の設置)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 (新設) (新設)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条・第7条 (省略) (単元未満株主の権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (省略) (2) (省略) (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利</p> <p>第9条～第11条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条・第13条 (省略) (株主総会の決議)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第15条・第16条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり) (公告)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>(機関の設置)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条・第7条 (現行どおり) (単元未満株主の権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利</u></p> <p>第9条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条・第13条 (現行どおり) (株主総会の決議)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、<u>法令又は本定款</u>に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第15条・第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>

<p>第 17 条～第 27 条 (省略)</p> <p>第 5 章 監査役 (員数)</p> <p>第 28 条 当社の監査役は、<u>2 名以内</u>とする。</p> <p>第 29 条・第 30 条 (省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 31 条・第 32 条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 17 条～第 27 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u> (員数)</p> <p>第 28 条 当社の監査役は、<u>3 名以上</u>とする。</p> <p>第 29 条・第 30 条 (現行どおり) <u>(常勤監査役)</u></p> <p>第 31 条 <u>監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> <u>(監査役会の招集)</u></p> <p>第 32 条 <u>監査役会は、各監査役が招集する。</u> ② <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ③ <u>監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u> <u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p>第 33 条 <u>監査役会の決議は、法令に特段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> <u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u> <u>(監査役会規程)</u></p> <p>第 35 条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款の他、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>第 36 条・第 37 条 (現行どおり)</p> <p>第 6 章 <u>会計監査人</u> <u>(会計監査人の設置)</u></p> <p>第 38 条 <u>当社は、会計監査人を置く。</u> <u>(選任方法)</u></p> <p>第 39 条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
---	---

2. 会計監査人選任の件

(1) 選任の理由

上記「1. 定款一部変更の件」に伴い、会計監査人を設置することになりますので、現在、当社の金融商品取引法第193条の2第1項に基づく監査証明を行っております「新日本有限責任監査法人」を、会計監査人として選任することが合理的と考え、同監査法人を選任する予定であります。

なお、本議案は上記「1. 定款一部変更の件」が株主総会で承認可決されることを条件としております。また、本議案につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 会計監査人候補者の略歴等

名 称	新日本有限責任監査法人（平成12年4月1日設立）		
主たる事務所	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル		
沿 革	昭和60年10月 監査法人太田哲三事務所と昭和監査法人が合併し、太田昭和監査法人となる。 昭和61年1月 センチュリー監査法人設立。 平成12年4月 太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人が合併し、監査法人太田昭和センチュリーとなる。 平成13年7月 新日本監査法人に名称変更。 平成20年7月 新日本有限責任監査法人となる。		
概 要 (平成22年6月30日現在)	構成人員	公認会計士	2,669名
		公認会計士試験合格者等	2,141名
		<u>その他</u>	<u>1,629名</u>
		合計	6,439名
	被監査会社数	4,103社	
	資本金	787百万円	

(3) 就任予定日

平成22年12月15日（第73回定時株主総会開催予定日）

以上